

## 第4章 耐震化の促進に関する施策

### 1. 耐震化を促進するための施策

#### (1) 県、市町、所有者の役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市町は、所有者の取組を支援するという観点から、耐震診断や改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築などを行うものとし、県は市町の取組を支援するものとする。

なお、公共建築物については、自ら主体的に耐震化を進めることとする。

#### (2) 地震被害の低減

大規模地震が発生した際の地震被害の低減を図るため、「住宅」や「多数の者が利用する建築物」の耐震化を促進する。特に「住宅」と耐震改修促進法で耐震診断が義務化された「大規模建築物」については、重点的に取り組むこととする。

##### 住宅

##### a. 普及・啓発

県は、ホームページによる情報提供や、佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる住宅相談等を行い、耐震化の普及・啓発を行う。また、市町は所有者の意識を醸成するための戸別訪問を主体的に行うものとし、その取組に対して、県は、建築技術者の派遣等の支援を行う。

##### b. 耐震診断や改修費の支援

住宅については、国の補助制度を活用し、市町と連携して耐震診断や改修費の補助を行う。なお、計画期間中の耐震化の進捗状況を見ながら、必要に応じて耐震診断の実施(派遣事業)など、市町が主体的に取り組む事業の支援についても検討する。

##### c. 部分改修や防災ベッド等の導入の支援

建物全体への耐震化支援だけでなく、部分改修や防災ベッド・耐震シェルターの導入に対して、必要な支援を検討する。

##### 多数の者が利用する建築物(大規模建築物を含む)

##### a. 普及・啓発

定期報告対象建築物の所有者に対する講習会等を実施し、耐震化に関する情報提供や啓発を行う。

##### b. 耐震診断や改修費の支援

民間建築物に対しては、国の補助制度を活用し、市町と連携して耐震診断の補助を引き続き実施するとともに、耐震改修の補助の創設についても検討する。

また、大規模建築物については、早期に耐震化が完了するよう、国の補助制度を活用し、市町と連携して、耐震改修の補助を行う。

##### c. 法に基づく指導、助言

多数の者が利用する建築物については、定期報告対象建築物台帳等を活用し、法に基づき、指導、助言等を行う。

### (3) 発災後の対応の円滑化

発災後の対応の円滑化のため、防災上重要な施設や沿道建築物の耐震化を促進する。特に「防災拠点建築物」「沿道建築物」について重点的に取り組むこととする。

#### 防災上重要な施設（防災拠点建築物を含む）

##### a. 普及・啓発

市町の施設については、計画的に耐震化を進めるよう助言等を行う。学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の避難行動要支援者が利用する建築物については、庁内関係各課と連携しながら耐震化を推進する。

##### b. 耐震診断や改修費の支援

民間建築物に対しては、国の補助制度を活用した耐震診断の補助を引き続き実施するとともに、耐震改修の補助の創設についても検討する。

また、市町の施設については、国の補助制度や緊急防災・減災事業の活用を推進する。

##### c. 法規制による耐震化の促進（耐震診断を義務化する建築物の指定）

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、別紙1のとおり対象建築物及び報告期限を定める。

##### d. 指定の考え方

防災上重要な施設のうち、佐賀県地域防災計画の地震対策において特に耐震化を促進することが必要な建築物の中で、未診断及び未改修の建築物を指定する。建物所有者は、県又は佐賀市へ耐震診断の結果を報告する。

#### 地域防災計画上、特に耐震化すべき建築物（防災拠点建築物）

1. 災害時の応急対策活動拠点
  - (1) 県及び市町災害対策本部が設置される建物等（対象は下記に定める ~ の施設）
  - (2) 消防本部（局）の庁舎、分署及び出張所
  - (3) 佐賀県地域防災計画における物資集積拠点
2. 佐賀県地域防災計画における災害拠点病院
3. 市町地域防災計画における指定避難所のうち、耐震改修促進法第15条第2項に該当する建築物

#### (1) 県及び市町災害対策本部が設置される建物等

災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する庁舎  
 防災関係機関（警察、消防、自衛隊等）、他自治体による応援職員及びボランティアの受入を行う庁舎  
 医療救護活動を行う庁舎  
 住民に対する罹災証明の受付・発行、応急仮設住宅の入居受付、生活再建支援制度（被災者生活再建支援金・災害弔慰金・生活再建資金など）の受付を行う庁舎  
 広報活動（報道機関対応を含む）を行う庁舎

## 別紙1:対象建築物及び耐震診断結果の報告期限

## 対象建築物

(指定日:平成29年3月2日(2017年3月2日))

## 1 災害時の応急対策活動拠点

## (1) 県及び市町災害対策本部が設置される建物等

所管	施設名	棟名
佐賀市	佐賀市諸富支所	
佐賀市	佐賀市久保田支所	
佐賀市	佐賀市川副支所	庁舎棟
鳥栖市	鳥栖市役所	本庁舎
鹿島市	鹿島市役所	本庁舎
嬉野市	嬉野市役所	嬉野庁舎
嬉野市	嬉野市中央公民館	
神埼市	神埼市役所	本庁舎

## (2) 消防本部(局)の庁舎、分署及び出張所

所管	施設名	棟名
唐津市	唐津市消防署	東部分署
唐津市	唐津市消防署	南部分署
唐津市	唐津市消防署	西部分署
唐津市	唐津市消防署	北部分署

## (3) 佐賀県地域防災計画における物資集積拠点

所管	施設名	棟名
民間	佐賀競馬場	スタンド棟

## 2 佐賀県地域防災計画における災害拠点病院

所管	施設名	棟名
国	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	外来診療棟

## 3 市町地域防災計画における指定避難所のうち、耐震改修促進法第15条第2項に該当する建物

所管	施設名	棟名
佐賀市	勸興小学校	校舎
佐賀市	西与賀小学校	管理特別教室棟
佐賀市	西与賀小学校	普通教室棟
佐賀市	金立小学校	校舎
佐賀市	新栄小学校	校舎
佐賀市	諸富南小学校	校舎
武雄市	北方小学校	教室棟
大町町	大町町公民館	
有田町	有田町生涯学習センター	北館

平成30年8月時点で、除却、又は、防災拠点建築物としての用途が廃止されている建築物については、一覧から削除しています。

## 耐震診断結果の報告期限

防災拠点建築物:平成30年3月31日(2018年3月31日)

## 沿道建築物

### a. 普及・啓発

佐賀県緊急輸送道路の沿道の建築物の所有者に対して、市町と連携して説明会を開催するなど、耐震性の重要性の周知や啓発を行う。

### b. 法規制による耐震化の促進

佐賀県緊急輸送道路等を、その沿道の建築物の耐震化を促進する路線として指定する。

### c. 県と市町の指定区分の考え方

佐賀県緊急輸送道路等のうち、第1次緊急輸送道路については、県が法第5条第3項第3号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施に努める路線として指定する。

また、第2次緊急輸送道路等については、市町が必要に応じ、市町耐震改修促進計画において法第6条第3項第2号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施に努める路線として指定する。

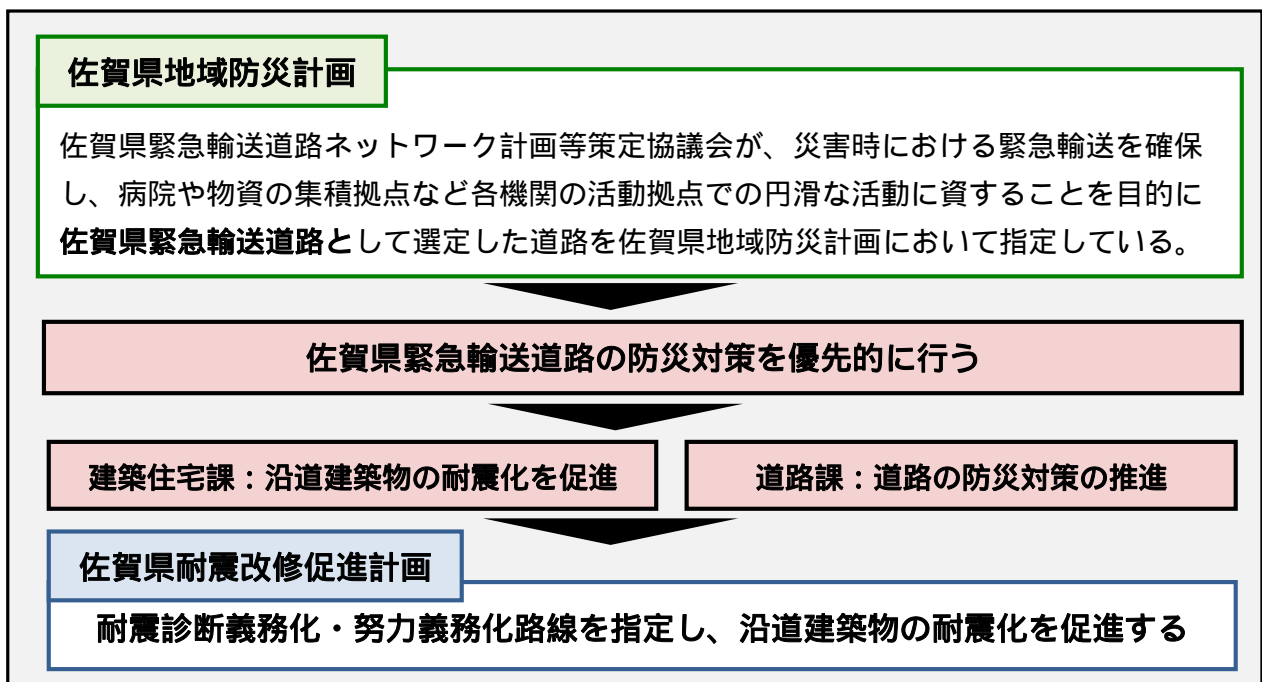
### d. 耐震診断の実施を義務化する路線の指定

第1次緊急輸送道路のうち、相当数の建築物が集合する地域において、道路側に沿道の建築物が転倒し、道路を閉塞する恐れがある路線を法第5条第3項第2号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施及び、その結果の報告を義務化する路線として指定する。(別紙2)

また、第2次緊急輸送道路等のうち、市町の地域防災計画等において、沿道の建築物の耐震化を重点的に促進する必要がある路線として位置付けられたものについては、市町が必要に応じ、法第6条第3項第1号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施及び、その結果の報告を義務化する路線として指定する。

### e. 耐震診断や改修費の支援

県と市町が連携して、路線を指定した主体に関わらず国の補助事業を有効に活用して、民間建築物の耐震診断や耐震改修等の支援を行うものとする。



## 別紙2：対象路線及び耐震診断結果の報告期限

## 対象路線一覧（法第5条第3項第2号）

## 佐賀市

指定する路線名	左路線のうち指定する区間
一般国道 34 号	国立病院前交差点(佐賀市日の出)～佐大医学部入口交差点(佐賀市鍋島町)
一般県道松尾佐賀停車場線	神野東一丁目交差点(佐賀市神野東)～駅前交番西交差点(佐賀市駅前中央)
一般県道薬師丸佐賀停車場線	大財北町交差点(佐賀市大財北町)～駅前交番西交差点(佐賀市駅前中央)
主要地方道佐賀川副線	大財北町交差点(佐賀市大財北町)～片田江交差点(佐賀市松原)
一般国道 264 号	与賀町交差点(佐賀市与賀町)～構口交差点(佐賀市巨勢町)

## 鹿島市

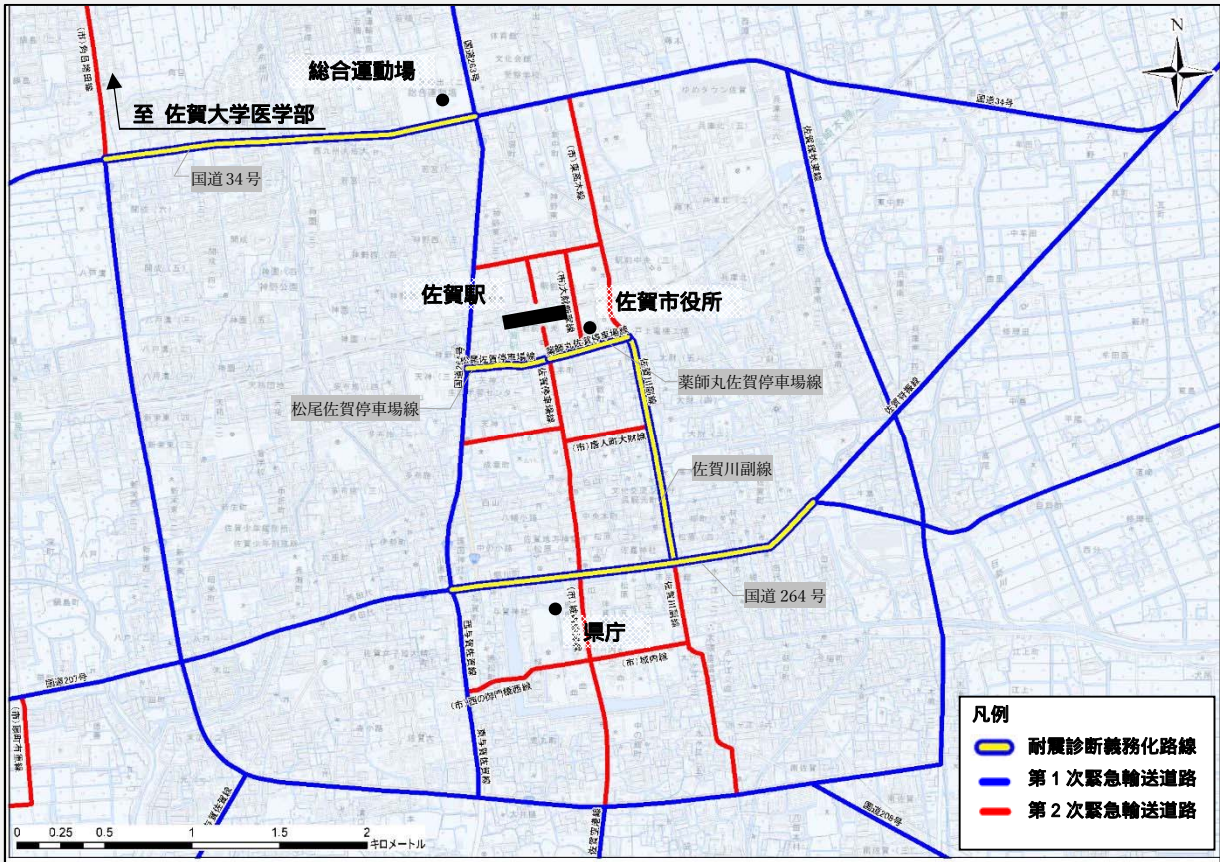
指定する路線名	左路線のうち指定する区間
一般国道 207 号	常広交差点(鹿島市大字常広)～しめご交差点(鹿島市大字納富分)

## 耐震診断結果の報告期限

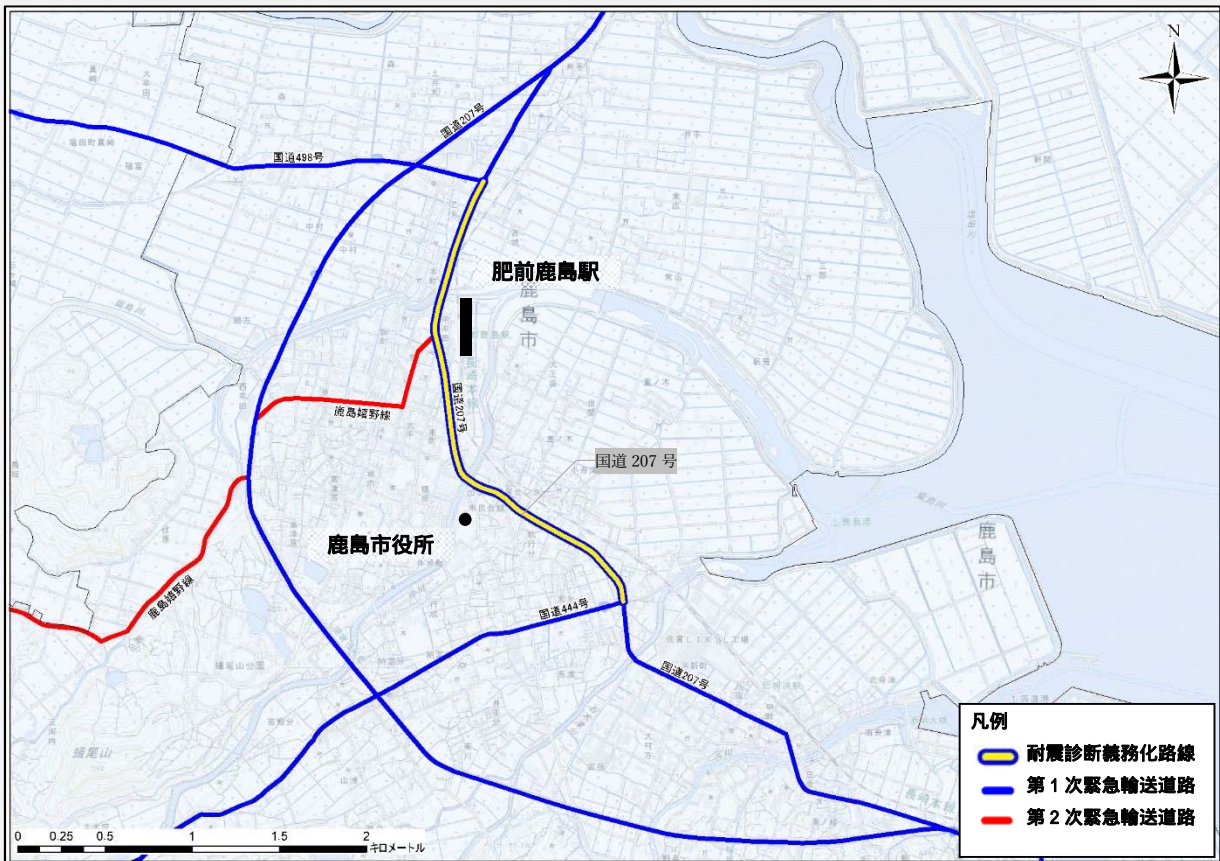
沿道建築物（耐震診断義務化）：平成 33 年 12 月 31 日（2021 年 12 月 31 日）



対象路線図（法第5条第3項第2号）  
佐賀市（延長距離：約7km）



鹿島市（延長距離：約3km）



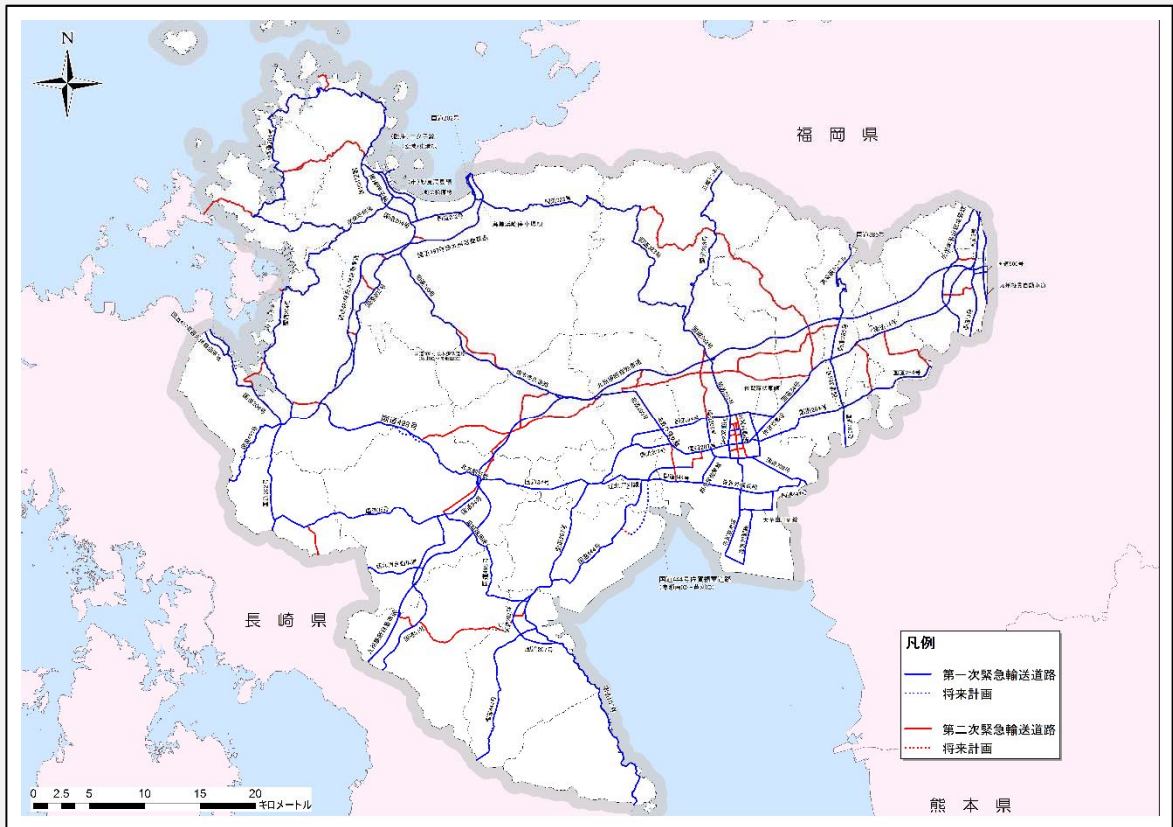
佐賀県緊急輸送道路ネットワークの概要

佐賀県緊急輸送道路ネットワーク	
第1次緊急輸送道路	県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道(指定区間のみ)と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等を結ぶ幹線道路。
第2次緊急輸送道路	第1次道路とネットワークを構成し、市町村庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路。

耐震診断義務化、努力義務化路線指定の道路区分

	耐震改修促進法規定条文	路線指定の道路区分
県	耐震改修法第5条第3項第2号、第3号	第1次緊急輸送道路
市町	耐震改修法第6条第3項第1号、第2号	第2次緊急輸送道路

佐賀県緊急輸送道路網図(平成30年4月時点)





耐震化を促進するための施策一覧

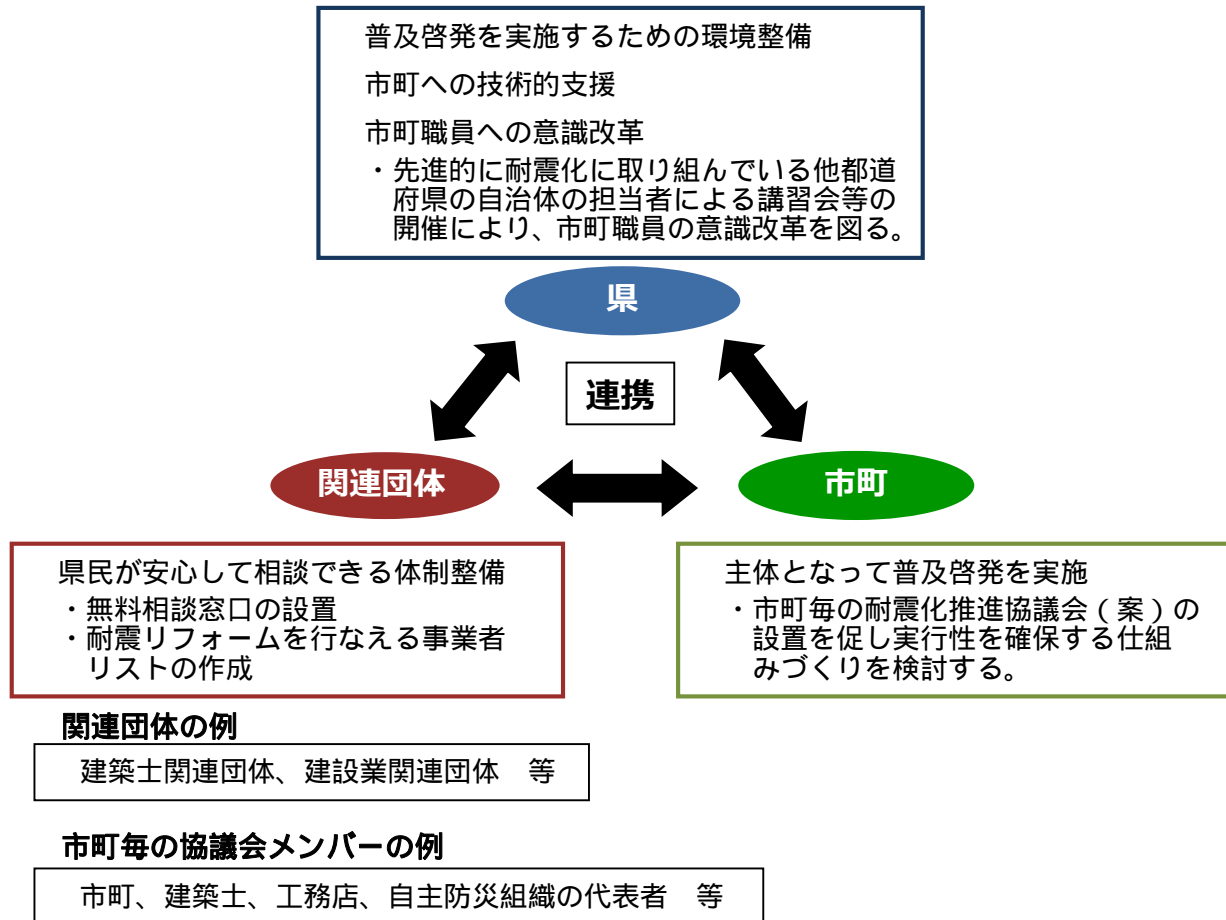
	重点的に耐震化を図る建物	耐震化施策	実施内容
地震被害の低減	住宅	住宅の耐震化の促進  耐震対策の促進	県 HP における住宅や建築物の耐震化に関するポータルサイトの開設 佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる住宅相談 市町の取組への支援(自主防災組織等への支援) ・住宅の耐震化に繋がる活動への支援 耐震診断や改修費の支援 部分改修や防災ベッド等の導入の支援
	多数の者が利用する建築物	耐震診断の義務化による耐震化の促進  上記以外の建築物(耐震化を努める建築物)の耐震化の促進	大規模建築物 ・法規制(診断結果の報告・公表) ・耐震診断や改修費の支援(民間建築物)  上記以外の建築物 ・法規制(定期報告台帳等に基づく建築物所有者への指導・助言) ・耐震診断や改修費の支援 ・定期報告対象建築物の所有者に対する講習会等の実施
発災後の対応の円滑化	防災上重要な施設	耐震診断の義務化による耐震化の促進  上記以外の建築物(耐震化を努める建築物)の耐震化の促進	防災拠点建築物 ・法規制(診断結果の報告・公表) ・国の補助制度や緊急防災・減災事業の活用 の推進 ・市町促進計画に基づく計画的な耐震化の推進(市町有施設)  上記以外の建築物 ・耐震診断や改修費の支援(民間建築物) ・国の補助制度や緊急防災・減災事業の活用 の推進 ・市町促進計画に基づく計画的な耐震化の推進(市町有施設)
	沿道建築物	耐震診断の義務化による耐震化の促進  上記以外の建築物(耐震化を努める建築物)の耐震化の促進	沿道建築物(耐震診断義務化) ・法規制(診断結果の報告・公表) ・耐震診断や改修費の支援(民間建築物) ・市町と連携して実施する説明会による義務化の周知、啓発  上記以外の建築物 ・法規制(建築物所有者への指導・助言) ・耐震診断や改修費の支援(民間建築物)



## 2. 実効性を高めるための取り組み

### (1) 計画を推進していくための体制整備

計画を推進する上では、県、市町、関係団体が担うべき役割を明確にし、相互に連携を図る必要がある。そこで、県、市町、関連団体の連携による耐震化連絡協議会の設置を検討する。



### (2) 市町耐震改修促進計画の見直しの推進

県は、県内全ての市町において耐震改修促進法第6条第1項に基づく「市町耐震改修促進計画」の見直しを推進する。

#### <参考>

#### 「市町耐震改修促進計画」見直しのポイント

平成25年度の耐震改修促進法の改正で、市町の耐震改修促進計画で定める事項が規定されたため、下記のポイントで地域の状況を踏まえて作成する。

建築物の耐震化に関する目標  
 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 3. 総合的な施策の展開

#### 施策体系図

